

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	市長公室秘書広報部広報課
件名	令和5年度さいたま市「市報さいたま」企画編集業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤6-4-4さいたま市役所外
契約締結日	令和5年3月31日
契約の相手方名	関東図書株式会社
契約金額	22,984,500円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、市報の企画編集をする業務である。市報は、市民に、本市の意思や活動状況、市民が知りたい市の情報を伝えることで、市政に対する関心・理解を深めるとともに、市政や市の行事などへの参加を促すことを目的としている。</p> <p>本業務内容は、広範かつ重要なものであることから、業務に対する発想、取組体制等の提案を審査し、最も優れた創造力、技術力、経験等を持つ業者を選定する必要がある。</p> <p>このため、本業務の性質、目的を勘案し、入札方式によらず、企画提案方式により選定した業者との随意契約とした。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	市長公室秘書広報部広報課
件名	令和5年度さいたま市テレビ広報番組等制作・放映(代理)業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤6-4-4さいたま市役所外
契約締結日	令和5年3月31日
契約の相手方名	株式会社ジェイコム埼玉・東日本
契約金額	27,720,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、テレビを媒体として、市が行っている、施策やイベント、市内名所等を紹介することで、市民などに対して、本市が魅力あるまちであることを広くPRするとともに、市外の方にとっても、本市に住んでみたいと感じてもらえるような情報発信を行うために、広報番組を制作・放映するものである。</p> <p>この目的を達成するための企画・調査・演出等の本業務内容は、広範かつ重要なものであることから、業務に対する発想や展開方法及び取組体制等の提案を審査し、最も優れた創造力、技術力、経験等を持つ業者を選定する必要がある。</p> <p>このため、本業務の性質、目的を勘案し、入札方式によらず、企画提案方式により選定した業者との随意契約とした。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	市長公室秘書広報部広報課
件名	令和5年度さいたま市CityFMさいたまラジオ広報番組制作・放送業務
履行場所	さいたま市
契約締結日	令和5年3月20日
契約の相手方名	CityFMさいたま株式会社
契約金額	1,533,312円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、コミュニティFMの特性を生かし、主に市の行政に関するお知らせや災害関連情報、イベントなど市民生活に影響する情報を市民にお知らせする。また、市民の市への関心を高めるために、「市民の声」を取り上げ、放送するものであるが、City FM さいたま株式会社が制作する番組又はコーナーでの放送であり、当該相手方との契約が不可欠であるため、随意契約とした。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	市長公室秘書広報部広報課
件名	令和5年度さいたま市インフォメーション制作・放送業務
履行場所	さいたま市
契約締結日	令和5年3月28日
契約の相手方名	株式会社テレビ埼玉
契約金額	2,431,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、株式会社テレビ埼玉が制作し、月曜日から金曜日の午後に放送している情報番組において、市の指定する曜日・時間帯に一定の時間を確保し、市が主催・共催するイベントや施策等に関する情報を発信する業務である。</p> <p>そのため、本業務を他の業者へ委託した場合を考えると、放送料の軽減が見込めないことに加え、生放送であるため、株式会社テレビ埼玉との調整が困難であることから、特に費用面での優位性はないことが明白である。以上の理由により、随意契約とした。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	市長公室秘書広報部広報課
件名	令和5年度さいたま市ホームページCDN管理運用業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤6-4-4さいたま市役所外
契約締結日	令和5年3月31日
契約の相手方名	三谷コンピュータ株式会社
契約金額	1,760,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、市ホームページのネットワーク領域にCDNサービスを導入するものであり、市ホームページ運用保守業者である三谷コンピュータ株式会社によるサービス導入支援及び管理運用が不可欠であるため、随意契約とした。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	市長公室秘書広報部広聴課
件名	令和5年度さいたま市市民の声データベースシステム運用保守業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所外
契約締結日	令和5年3月24日
契約の相手方名	富士通Japan株式会社 埼玉支社
契約金額	7,569,980円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、さいたま市市民の声データベースシステムの安定した運用の維持や障害が発生した時の対応を行うものであり、既存のパッケージソフトをカスタマイズし、著作権を保有する構築業者しか出来ない業務であることから、システム構築業者である富士通Japan株式会社埼玉支社と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>